

【開催報告】2024.2.17(土)14:00-16:00 開催

ASP 第 7 回目『アーティストとして知っておきたい法の話（契約編）』／作田知樹氏（行政書士／Arts and Law 理事／ファウンダー）

●アーティストの実践的な学びの場『アーティストスタートアッププログラム』がスタート！

アーティストの成長・交流拠点 Artist Cafe Fukuoka では、アーティストの方々が実践的に学び次のステップアップにつなげていくためのプログラムとして、『アーティストスタートアッププログラム（ASP）』をスタートさせました。本プログラムは、全 8 回の連続講座から構成され、アーティストにとって必要な現代アートの知識やアーティストとしての姿勢、税や契約に関わる部分などを各分野の専門家から学ぶ場となっています。



●作田知樹氏による

『アーティストとして知っておきたい法の話（契約編）』

ASP のプログラム第 7 回目は、アーティストとして活動をするために必要な法務関係の知識の中で契約、特にフリーランス新法施行以降の契約手続きについて学ぶ、『アーティストとして知っておきたい法の話（契約編）』でした。

講師としてお迎えしたのは、の行政書士／Arts and Law 理事／ファウンダーの作田知樹さんです。

作田さんはアートマネージャー・ラボ メンバー。アーティスト・クリエイター・文化芸術機関向けの法や契約、事業運営サポートが専門で、米国／日本芸術文化政策の調査研究にも携わっていらっしゃる方です。

会場である Artist Cafe Fukuoka のコミュニティスペースでは、現地 17 名・オンライン・アーカイブで 54 名、合計 71 名の方にご参加いただきました。



作田さんからは、アーティストとして活動をするために必要な法務関係の知識を習得するにあたり、今回は契約を中心に扱い、現在のアーティストを取り巻く環境を法的な視点で見たうえで、これからアーティストが自らの専門性を高めていく上で必要な知識はなにかを一緒に考えていく、という内容のお話をいただきました。

その中で、「契約」は口頭でも成立するが、アーティストが企業とトラブルにならないためにも、双方に書面での契約書を作成し、保管し

ておくこと、契約書に簡単に署名せず、しっかりと内容を検討して、必要がある場合は修正の依頼をアーティストの方からかけること、等、契約にまつわる注意事項などを講義いただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました！

その他、キーワードとして下記が挙げられました。

● 契約交渉の初歩で必要なことは 4 つ

- (1) 契約における立場を把握する。価値の安定化・価格を決める要因は多数ある
- (2) 自身の交渉力を認識する。
- (3) ファーストドラフトが有利。
- (4) 契約交渉のルールを守る。

● 契約の勘所は 6 つ

- ① 業務内容
- ② 報酬
- ③ 責任の限定
- ④ 権利の帰属
- ⑤ アイディアの取り扱い
- ⑥ 表明保証

今期最後のアーティストスタートアッププログラムの第 8 回は **3 月 2 日(土)14:00-16:00**

第 7 回と同じく、講師は作田知樹さんによる『**アーティストとして知っておきたい法の話（著作権編）**』です。

8 回目からのご参加も可能です。

多くの方にこの機会を活用し、アーティストとしての次のステップにつなげていただけたらと思っています。

申し込みはこちらから▶ <https://forms.gle/BSUormZVZbCSW5fQ8>



作田知樹

行政書士／Arts and Law 理事／ファウンダー

アートマネージャー・ラボ メンバー。

アーティスト・クリエイター・文化芸術機関向けの法や契約、事業運営サポートが専門。

米国／日本芸術文化政策の調査研究にも携わる。

Artist Startup Program についてご質問・お問い合わせは下記にご連絡ください。

fukuoka@artistcafe.jp